

発行元/藤崎社会保険労務士・藤崎行政書士事務所

藤崎社労士事務所便り

連絡先：〒892-0852
鹿児島市下竜尾町 13-13 フジサキビル 2F
藤崎社会保険労務士事務所/藤崎行政書士事務所
電話：099-811-5895
FAX：099-811-5666
e-mail：daishin-fujisaki0901@btvm.ne.jp



新型コロナウイルス感染者の療養期間が短縮と給与補償について

◆症状がある場合は7日間に

新型コロナウイルス感染症の陽性者で有症状の場合は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除が可能となりました。

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等、自主的な感染予防の徹底をお願いするとしています。

また、現に入院している者（高齢者施設に入所している者を含む）は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に、11日目から解除が可能となります（従来から変更なし）。

◆無症状の場合は5日間に

無症状の場合は、従来どおり、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除が可能となります。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から解除が可能となりました。

ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪

問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等、自主的な感染予防の徹底をお願いするとしています。

◆コロナ感染者への給与補償について

新型コロナウイルスに感染した場合は、就業制限によって会社を休まなくてはなりません。このとき、「使用者の責に帰すべき事由による休業」には該当しないので、休業手当は支払われないこととなります。しかし、本人が社会保険に加入している等の要件を満たしていれば、傷病手当金を受け取ることが可能です。

本人が社会保険に加入しておらず配偶者の扶養に入っている等の場合は傷病手当金を受け取ることができません。

国民健康保険に加入されている方について市町村によっては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に傷病手当金を支給する場合があります。

詳細については、お住まいの市町村にお問い合わせください。



10月から始まる雇用保険料率引き上げへの対応はお済みですか？

◆雇用保険料率が10月から引上げ

雇用保険料率は、新型コロナウイルスの感染拡大のため一時的な失業率の上昇や、雇用調整助成金の支給額の急増等により、雇用保険の財政がひっ迫したことを受け、段階的に雇用保険料率が引き上げられています。

既に令和4年4月1日から事業主が負担する保険料率が変更されました。令和4年10月1日からは労働者の方が負担する保険料率についても引き上げられます。

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	負担者		①+②		
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

一般の会社（建設業や農林水産業等を除く）の場合、労働者負担は0.3%から0.5%に変更となります。

◆雇用保険料の計算

雇用保険料率の引き上げによって給与計算に影響が生じるのは、令和4年10月1日勤務分からです。

給与がいつ確定しているか、つまり締日が10月1日より前か後かで、旧料率か新料率かを判断します。月末締めだと9/1～9/30締、10月支払いの場合は、9/30に支払いが確定したので旧料率。9/16～10/15締、10月支払いの場合は、10/15に支払いが確定したので新料率となります。



賃金不払残業と解消のための取組事例～労基署の監督指導により

◆企業の賃金不払い

賃金の不払いは、労働者の生活に直結する大きい問題であることから、最も労働基準監督署（労基署）に相談が寄せられやすいものの一つです。「残業時間に対して給与が支払われない」という情報をもとに、労基署から企業に監督指導が実施されるケースは多く、不適切な管理をしている企業は、このような監督指導によって対応を迫られることとなります。

◆1企業当たりの遡及支払平均額は609万円

労基署の監督指導により1,069企業（前年度比7企業の増）が100万円以上の割増賃金を遡及して支払っています。

1企業当たりの支払われた割増賃金額の平均額は609万円、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは115企業となっています。

◆賃金不払残業の解消のための取組事例

◎適正な労働時間管理に関することを人事評価の項目として新しく設けることや管理者が労働者に労働時間を正しく記録することについて継続的に指導を実施。

◎管理者が月に2回パソコンの使用記録と勤怠記録の確認を行い、2つの記録に間違いがある場合については、労働者にその理由を確認。

残業時間を過少申告する風潮があることが原因となっている企業は少なくないようです。改めて自社の実態を点検してみてもいいのではないでしょうか。



10月の税務と労務の手続提出期限
[提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]

- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月～9月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

当事務所よりひと言

藤崎社会保険労務士事務所の藤崎です。この度、藤崎社労士事務所便9月号を送付させていただきました。今回は新型コロナウイルス感染の療養期間の短縮と給与補償について、10月から引き上げられる雇用保険料、賃金不払残業の取り組み事例等紹介しております。またコラムでは、最低賃金についての新聞記事を掲載しました。是非、ご覧ください。

コラム～「最賃22道県目安額超」(2022年8月24日 南日本新聞掲載 一部修正)～

必ずチェック
最低賃金!
使用者も、労働者も。



目安通りで過去最大。増加率は3.3%になる。時給961円は「早期に千円以上」とする政府目標とほいまた開きがある。国が地域ごとに30円または31円の引き上げ額を目安として示していた。岩手、

2022年度の最低賃金の引き上げ額が23日、全都道府県で出そろった。国は地域ごとに引き上げの目安額を示しており、鹿児島など2道県が1〜3円上乗せした。21年度の7県から約3倍に増えた。厚生労働省は同日、全国平均額が現在より31円増の時給961円になったと発表。改定額は10月以降順次適用されていく。

物価高騰に加え、人手不足を占む全ての働く人に企業が深刻な地方で隣接する地域や大都市圏への人口流出への懸念が強まり、賃金水準が低い地域を中心に上積み相次いだ。最低賃金はパート労働者

最賃22道県目安額超

全国上げ幅 出そろう 平均31円増 961円

鳥取、島根、高知、沖縄の5県が3円、山形、愛媛、熊本など8県が2円、北海道や茨城など9道県が1円を上積み。鹿児島県は目安を2円上回る32円を引き上げ、時給853円とした。残る25道府県は目安額通りで、下回る地域はなかった。改定後の最高額は東京都の1072円、最低額は鹿児島の853円。差額は219円で、これまでより2円縮まった。千円を超えたのは大阪が新たに加わり、東京、

山形	854	32 [30]
愛媛	853	32 [30]
佐賀	853	32 [30]
長崎	853	32 [30]
熊本	853	32 [30]
大分	854	32 [30]
宮崎	853	32 [30]
鹿児島	853	32 [30]